第二十一条の二第一項及び第二項の項中	数を乗じて得た額と平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する基本支給停止額との合計額	数を乗じて得た額	受給権者（継続組合員等に限る。）について、改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項の項中「数を乗じて得た額と平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する基本支給停止額との合計額」とあるのは「数を乗じて得た額」と、同表前項の規定により読み替えられた同条第一項各号の項中「平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号」とあるのは「前項各号」と、同表前項の規定により読み替えられた同条第一項各号の項中「前項各号」とあるのは「平成二十七年経過措置政令第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項各号